

国 技 建 第 4 号  
平成 22 年 9 月 29 日

各地方整備局企画部 総括工事検査官 殿  
工事品質調整官 殿  
北海道開発局事業振興部 工事評価管理官 殿

大臣官房技術調査課  
建設システム管理企画室長

### 平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化の実施について

土木工事における受発注者の業務効率化については、平成 22 年 9 月 29 日付け国官技第 206 号により「土木工事における受発注者の業務の効率化実施方針」（以下「実施方針」という）を技術調査課長から通知しているところである。

このたび、実施方針に基づき、平成 22 年度における実施内容について、別紙「平成 22 年度土木工事における受発注者の業務効率化実施要領」として定めたので通知する。各地方整備局等においては、本要領に基づき業務の効率化に取り組まれない。